



みんながやさしい、みんなにやさしい
ユニバーサル都市・福岡

ひと しゃ かい め ざ
＼すべての人にやさしい社会を目指して／

ふく おか し しょう しゃ
福岡市障がい者

さ べつ かい しょう じょう れい
差別解消条例

へいせい ねん がつ にちせこう
平成31年1月1日施行

ふくおか しょう しょう べつ しょう ひと ひと とも い しょうれい
福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

しょうれい しょう う む ひと こじん さんちよう しゃかい
この条例は、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会をつくる
めざ しょう ひと ひと
ことを目指しています。障がいがある人たちにやさしいまちは、どんな人にもやさしいまちです。
しょう りゆう さべつ と く
障がいを理由とする差別がなくなるよう、みんなで取り組んでいきましょう。





なぜ条例が必要なの？

障がいのある人たちは誤解や偏見などから、日常生活の様々な場面で、障がいを理由として不利益な取扱いを受けています。

「福岡市障がい者差別解消条例」は、障がいのある人たちへの差別、生きづらさなどの解消を図るために、福岡市、事業者、市民がどのように行動すればよいかを、いろいろな人の意見を聞いてまとめたものです。福岡市に住む誰もが障がいの有無にかかわらず、互いにかげがえのない個人として尊重しあい、思いやり、支え合いながら暮らせる、やさしいまち福岡になることを目指して制定されました。



条例で何が良くなるの？



- 福岡市は、障がい者差別をなくすための施策を実行します。
- 会社やお店などは、障がいのある人たちも利用しやすいお店づくりやサービスの提供に努めます。
- 障がいのある人もない人も、この福岡のまちで安心して暮らしていけるようなまちづくりが進みます。



障がいを理由とする差別の禁止

この条例では、正当な理由なくサービスを提供しないなどの「不当な差別的取扱い」と、「合理的配慮の提供」について、「福岡市」と「事業者」とに分けて、次のように定めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
福岡市	禁止（してはならない）	法的義務（しなければならない）
事業者	禁止（してはならない）	努力義務（するように努めなければならない）

合理的配慮の提供とは

障がいのある人などから、社会的障壁(*)を取り除いてほしいという求めがあったときは、その時々々の状況に応じて、社会的障壁を取り除いたり、そのための努力をしなければいけません。

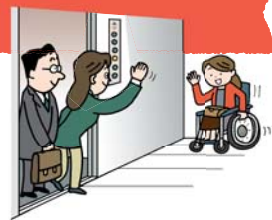
(*)社会的障壁：障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障がいのある人への偏見など)その他一切のもの



市民に求められること

障がいを理由とする差別のない社会を実現するには、市民一人ひとりが、差別をなくしていくという気持ちをもって、行動していくことが求められます。

そして、市民一人ひとりが、障がいのある人との交流等を通じて障がいや障がいのある人への理解を深めることが大切です。



専門
相談窓口

福岡市障がい者110番 <平日 9:00 ~ 17:00 ※第2・第4木曜 12:00 ~ 20:00 >
電話：092-738-0010 (FAX兼用)

条例に関するお問い合わせ

福岡市保健福祉局障がい者部障がい者支援課
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 電話：092-711-4985 FAX：092-711-4818